

熊野小学校いじめ防止基本方針

下関市立熊野小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子供を救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本校では「かしこく やさしく たくましく 笑顔あふれる熊野小」を合言葉に、児童が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む教育を推進している。この「学力向上」と「豊かな人間性・社会性」の両輪は、子供たち一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの取組を生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

(2) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(3) 求められる責務

◆教育委員会（法第7条より）

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務（法第9条より）

子供がいじめを行うことがないように指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等の措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

(4) 基本的な認識

- ◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。
 - ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
 - ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。
- ◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。
 - ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る問題」である。
 - ・いじめは、同じ学級で仲のよい友だち同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。
- ◆いじめは、「発見が難しい問題」である。
 - ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることがある。(いじめとふざけ合いが区別しにくい。)
 - ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいることが多い。

(5) 基本的な姿勢

- ◆学校として
 - ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
 - ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
 - ・保護者や地域住民といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期発見、早期解決に向け、連携して対応できる体制を整える。
- ◆保護者として
 - ・どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめを行うことがないよう、規範意識や人権意識等を高める活動を行う。また、日頃からいじめ被害等の悩みがある場合は周囲の大人に相談するよう働きかける。
 - ・学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶をめざして互いに補完し合い、協働して取り組む。
 - ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりした時は、速やかに学校に通報又は相談する。
- ◆子供として
 - ・学校や社会の一員としての自覚をもち、互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
 - ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。
- ◆地域社会として
 - ・「地域の子供は、地域で育てる」ことをめざし、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
 - ・いじめの兆候等が感じられる時は関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報交換するとともに、連携していじめの防止等に努める。

(6) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

◆未然防止

- ・子供の発達段階に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

◆早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子供が発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等との相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

◆早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決をめざす。
- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事実を確認した上で適切な指導を行う。

※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・国、県、市の各基本方針を参考にして、本校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「熊野小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止対策に係る取組の一層の推進を図る。

(2) 校内体制の確立

①「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 各学年生徒指導部員

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等、組織的な対応を行うための中核組織とする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等の外部専門家を活用する。

②指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。

（山口県教委作成「問題行動対応マニュアル」参照）

- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を

確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

③教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

④教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・臨時報告 … 「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。

(3) 家庭、地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止基本方針」について、PTA 総会やコミュニティ・スクール運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ周知する。
- ・家庭、地域、関係機関と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報を共有し、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、関係機関等と連携して対応できる体制を整える。

(4) 未然防止の取組

①「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・日頃の授業や学校行事における人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

②日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動等を含め、常に子供とかかわり信頼関係を築く。

③児童会活動

- ・日々の活動を通して、望ましい人間関係を形成するとともに、よりよい学校づくりに参画していくことで子供たちの自己有用感も高めていく。

④人権教育参観日の実施

- ・2学期に全校で実施する。「悩み相談」「いじめ」等をテーマにした授業も行うことで児童・保護者への啓発も行う。

⑤校内研修の実施

- ・全校の教職員を対象に、「いじめの背景」や「いじめに対する共通理解」等について研修を実施することで、学校全体としていじめ問題等に対応していくための共通理解を図る。

⑥保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・保護者や地域住民との信頼関係を築くように努め、学校だよりや「きらめきネットコム」、コミュニティ・スクール運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、保護者や教育モニターからの声をしっかりと聴いて家庭や地域での子供たちの様子も把握する。

(5) 早期発見の取組

①日常的な行動のきめ細かな観察

②日記等からの情報収集

③いじめアンケートの実施（児童：毎週木曜日、保護者：学期に一回程度）

- ・児童には、毎週木曜日にいじめアンケート「スマイルチェック」を確実に実施して内容を確認し、いじめが疑われる場合はその週のうちに対応する。また、状況について毎週学年ごとに調査結果をまとめ、教育相談担当に提出し、情報の共有化を図る。

④教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

- ・6月と11月に教育相談週間を設け、学級担任が子供一人ひとりとしっかり話をする時間を確保する。

⑤悩みごと等の相談機関の周知

- ・下関スタンダード生徒指導版「相談窓口一覧」等

（6）解決に向けた取組

①初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する。）

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童への聞き取り

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて事実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずし等）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側の辛さを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便等の健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全に配慮することを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

②いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。

ア 被害児童及びその保護者への対応

イ 加害児童及びその保護者への対応

ウ 他の児童及び保護者への対応

エ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

オ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

③対応上の留意点

ア 被害児童及びその保護者への対応

被害児童〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

イ 加害児童及びその保護者への対応

加害児童〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後、被害児童との関係や改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者〈家庭訪問又は来校による指導〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導・支援についてともに考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導・支援について丁寧に説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

ウ 他の児童及び保護者への対応

他の児童

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっているのと同じである」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童及びその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級の問題として報告する。

エ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、子どもと親のサポートセンター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

オ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

④中期・長期対応

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細やかな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けた指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ コミュニティ・スクール運営協議会への報告と支援要請

- ・コミュニティ・スクール運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(7) インターネットや携帯電話、スマートフォン等の SNS を利用したいじめへの対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。
- ・LINE 等によるネットトラブルの増加が予想されるので、学年活動等を通して、児童とともに保護者へも情報モラル教育を啓蒙していく。

イ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や PTA 総会、コミュニティ・スクール運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込みも内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影するなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

3 重大事態への対応

【重大事態とは】

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

(法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時

(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは、年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

③ 児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあった時

※その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

(1) いじめの疑いに関する情報を得た時

「いじめ防止対策委員会」でいじめに関する情報の収集と記録、共有を行う。その後、いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会へ報告する。

(2) 重大事態が発生した時

市教委からの手引き「いじめ（重大事態）対応の手引き」に基づき対応に当たる。

※まず、教育委員会に重大事態の発生を報告する。

(3) 重大事態として対応

◆学校が調査主体となった場合

- ①事実関係を明確にするための調査を実施
- ②いじめを受けた児童及びその保護者に対して
情報を適切に提供
- ③調査結果を教育委員会に報告
- ④調査結果を踏まえた必要な措置

◆教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出
など、調査に協力